

西宮市がん検診精度管理検討会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市が実施するがん検診について、円滑な運営と検診精度の向上について協議するため、西宮市がん検診精度管理検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、胃がん・大腸がん検診部会、肺がん検診部会、乳がん検診部会、子宮頸がん検診部会の4部会で構成する。

(所掌事項)

第3条 各部会は、次の事項について協議し、必要に応じ検診機関に指導、助言を行うものとする。

- (1) がん検診の内容及び運営に関すること。
- (2) 検診技術の標準化及び向上に関すること。
- (3) 検診結果の集計・評価に関すること。
- (4) 検診の事後措置に関すること。
- (5) その他がん検診の精度維持及び向上のために必要と認められること。

(会員及び任期)

第4条 各部会は、次により組織し会員の構成は別表のとおりとする。

- (1) 一般社団法人西宮市医師会代表
 - (2) 検診実施機関代表
 - (3) 西宮市
 - (4) その他必要と認める者
- 2 会員の任期は2年とする。ただし、会員に欠員が生じたときは、それを補充できるものとし、補欠会員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 各部会には会長を置き、会長は会員の互選により定める。

- 2 会長は、部会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が会員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(報償費)

第6条 別表で定める会員の報償の額は、日額3,500円とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 会長が必要と認めたときは、会員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉局保健所健康増進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(別 表)

各部会の構成会員および会員数

部会名	人数	所属団体	人数
胃がん・大腸がん 検診部会	11人	西宮市立中央病院	1
		西宮市医師会	2
		西宮市医師会診療所（放射線技師）	1
		西宮市医師会診療所（検査技師）	1
		西宮市医師会診療所	1
		西宮市医師会事務局	1
		北口保健福祉センター検診施設	1
		兵庫県健康財団	2
		兵庫県予防医学協会	1
肺がん検診部会	8人	西宮市立中央病院	1
		西宮市医師会	2
		大手前病院（大阪市）	1
		西宮市医師会診療所（放射線技師）	1
		西宮市医師会診療所	1
		北口保健福祉センター検診施設	1
		兵庫県健康財団(放射線技師)	1
乳がん検診部会	10人	兵庫県立西宮病院	1
		明和病院	1
		西宮市立中央病院	1
		西宮市医師会	3
		西宮市医師会診療所（放射線技師）	1
		西宮市医師会事務局	1
		北口保健福祉センター検診施設	1
		兵庫県健康財団(放射線技師)	1
子宮頸がん検診部会	7人	兵庫県立西宮病院	1
		西宮市医師会	2
		西宮市医師会診療所（臨床検査技師）	1
		西宮市医師会事務局	1
		北口保健福祉センター検診施設	1
		兵庫県健康財団(臨床検査技師)	1